

令和7年（行ツ）第176号事件

令和7年（行ヒ）第183号事件

上告人兼上告受理申立人 一般社団法人グリーンコープでんき

被上告人兼相手方 国

2026年（令和8年）3月11日

最高裁判所 第一小法廷 御中

## 資料提出書

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 北 古 賀 康 博

弁護士 篠 木 潔

弁護士 馬 場 勝

弁護士 福 島 健 史

福岡高等裁判所令和5年（行コ）第30号 託送料金認可取消請求控訴事件（控訴人一般社団法人グリーンコープでんき 被控訴人国）について、福岡高等裁判所が令和7年2月26日に言い渡した判決（以下「原判決」といいます。）に関して、立命館大学教授金森絵里氏が出版した書籍において論評しているものに接しましたので、添付の通り、本件の審理にあたっての資料として提出いたします。

なお、同書籍では、第一に、託送料金の「適正な原価」が、「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは、会計学的には自明のことのようと思われる としています。

第二に、原判決が「原価計算基準を完全に無視してよい」という点は、inの知識としての会計学が看過されていることを示している。また、（会計学上、適正な会計とされる公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社法第431条）を無視してよいというのは、電気料金が会計学から乖離していることを表している としています。

以上の通り、同論評は、原判決を厳しく批判しています。同論評に基けば、上告人兼上告受理申立人の請求を認容すべきと考えられることを申し添えます。

（添付資料）

金森絵里「1 託送料金訴訟」（「公共政策と会計—原子力発電を中心に」中央経済社 2026年3月刊行 より、69ページ～73ページ）

以 上

## 第4章

# 会計と消費者保護

規制は力ある者たちのためにある。

(仮屋2023, 50頁)

第1章から第3章では電気事業会計の役割と変節、改正の内容を確認したが、これはたんに会計上の問題にとどまらない。原子力発電とは無縁の新電力(2016年4月の電力小売全面自由化以降に新たに電力小売事業に参入した事業者)、ひいてはその消費者に、原子力発電のコストを負担させるという具体的な影響をもたらした。これは、原子力発電をになう旧一般電気事業者(これまで地域ごとに電気を供給してきた既存の大手電力会社)を優遇することを意味し、多くの電力会社が対等に競争するという電力自由化の前提を覆すことになる。現在、この問題は法廷に持ち込まれている。第4章では、この託送料金訴訟を取り上げる(この訴訟については特に『環境と公害』(岩波書店)の特集号(2025年10月号)を参照いただきたい)。

### 1 託送料金訴訟

一般社団法人グリーンコープでんきは、2012年から「原子力に頼らず、二酸化炭素も排出しない自然エネルギー」を利用した発電所を各地に建設し、電力小売が全面自由化された2016年からは会員生協を通して組合員に電力を供給し

ている新電力である。事業を進めていく中で、「託送料金問題」と向き合うことになった。

あらためて託送料金とは、電気の利用者が毎月支払う電気料金の一部で、送配電事業者を支払われる料金のことである（2024年4月からは発電事業者も託送料金を一部支払っている）。この託送料金のなかに、2020年10月から「賠償負担金」（およそ2.4兆円）と「廃炉円滑化負担金」（全体の金額は公表されておらず、第3章ではおよそ3,500億円としたが、グリーンコープの集計では4,740億円）という原子力発電のコストが上乗せされている。

グリーンコープは、託送料金問題について内部での検証を続けた結果、「原発関連経費の託送料金上乗せは、おかしい」と考え、経済産業省やグリーンコープのエリアの大手電力会社に数度の要望を届けた。しかし、理解は得られず、最後の手段として裁判に訴える道を模索した。4年にわたる組合員検討を経て、2020年2月12日にグリーンコープ共同体臨時総会を開催し、「託送料金訴訟」に踏み出すことを決めた。なお、グリーンコープでんきは、これらが本来託送料金に入るべきではないというという考えのもと、契約者から徴収することはしていない。

託送料金訴訟については、すでに第一審判決（2023年3月22日）と第二審判決（2025年2月26日）が出ている。いずれも、原発関連経費は「公益的課題に要する費用」であるから託送料金の原価に含めてよいとする判決であった。

グリーンコープが2025年5月2日に最高裁判所へ提出した「上告理由書」では、論点として以下の5点が挙げられている（『共生の時代』第501号（2025年8月1日）から抜粋）。

#### 「上告理由書」要旨

##### 第1点

原判決には「その文言からして、（託送料金の）『適正な原価』が『一般送配電事業を行うために必要な原価』に限定されているとまで解することはできない」とある。文理上、電気事業法18条3項1号は、「その供給区域における託送

供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、その「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは明確である。その意味で、原判決の判示は、電気事業法18条1項<sup>1</sup>、同条3項1号<sup>2</sup>の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条<sup>3</sup>にも反している。

##### 第2点

原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとしたが、それは一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法432条、金融商品取引法193条にも違反する、重大な法令違反及び憲法41条違反となる。（以下略）

##### 第3点

原判決は、平成11年報告書（電力自由化開始にあたり託送制度を定めたもの）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反及び憲法違反である。

##### 第4点

賠償負担金は、不法行為（原発事故は事業者が起こしたものであるということ）に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害する。（以下略）

##### 第5点

原判決は、政策的な観点からの一定の裁量権が経済産業大臣に認められると

- 1 電気事業法18条1項「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」
- 2 電気事業法18条3項「経済産業大臣は、第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも適していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。  
1号 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」
- 3 憲法41条「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」

している。しかし、それは本件のように人の権利義務に重大な影響を及ぼす事柄については、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄については大臣に委ねたものと解することができないとした、最高裁判例令和2年6月30日民集74巻4号800頁に反する重大な法令解釈の誤りであり、憲法41条に反するものである。(以下略)

上記のうち、第1点から第3点までが会計と関係するので本章で取り上げたい。

第1点について、託送料金の「適正な原価」が、「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは、会計学的には自明のこのように思われる。すなわち、序章で確認したように、電気事業法の「適正な原価」は「サービスの給付に要する諸費用（営業費＋減価償却費＋諸税）＋事業報酬」であり、送配電事業は会計的にも法的にも発電事業から分離しているから、この諸費用は送配電会社における損益計算書上の諸費用に限定され、発電会社の費用は含まれない、というのは自然な考え方ではないだろうか。醍醐（2016）も、託送料金は送配電事業に係る原価をもとに算定されるものであるにもかかわらず、原発という発電事業に係る原価である「廃炉円滑化負担金」が料金に含まれるという点で、託送料金からの原発コストの回収は問題が大きいと述べている。

第2点について、「原価計算基準を完全に無視してよい」という点は、inの知識としての会計学が看過されていることを示している。第1章でみたように、「企業会計原則及び財務諸表準則、並びに……財務諸表規則……は一般産業に共通する規定であって、そのまま電気事業の特殊性に合致しない点があるにしても、その趣旨と構成は進歩した近代会計理論の上に立っているのであって、その成果は一般的に受用されなければならない」（小島1951、88-89頁）とされていた。また、会計学上、適正な会計とは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法第431条）または「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

第3条）をいう。これらは無視してよいというのは、前掲図表2-1でみたとおり、電気料金が会計学から乖離していることを表している。

最後に第3点について、平成11年報告書は、部分自由化を念頭に置いており、消費者保護が盛り込まれなかった。このことが、消費者保護の観点を後退させたと考えられる。この点について次節で詳述する。

## 2 電力の部分自由化

1999年（平成11年）報告書とは、電気事業審議会の基本政策部会が1999年1月21日に公表した報告書である（第2章第1節で取り上げた料金制度部会中間報告と同日に公表された）。この報告書は、電力自由化と密接な関係がある。電力自由化は、電気料金の高止まりや、電力会社の地域独占による競争原理の欠如の是正をめざして、1995年の第一次自由化、2000年の第二次自由化、と段階的に進められた。1999年（平成11年）報告書は、第二次自由化である小売事業の部分自由化を見据えて、その具体的な制度設計を目指したものである。

前節でみたように、高裁判決では、1999年（平成11年）報告書を引用し、廃炉円滑化負担金と賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であり託送料金に含まれる、とした。確かに、1999年（平成11年）報告書には、「需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする」（1999年報告書、第二章第1節4.）という文章がある。

しかし、需要家すなわち消費者は、「公益的課題に要する費用」を、一方的に負担することが要請されているのだろうか。以下、この点について確認していく。

1999年（平成11年）報告書では、部分自由化（競争導入）によって効率化が追求されるなかでも公益的課題については維持すべきとし、そのために、送配電部門における所有と運用と情報の独占を明示的に認め<sup>4</sup>、新規参入者は常時において電力会社の給電指令に従う必要がある、とされた（緊急時には行政によ

る電気供給命令や使用制限命令が発出される)。

ここで会計学的観点からみれば、送配電部門の独占を認めるということは、古くから存在する独占規制すなわち電気料金規制による消費者保護の問題を避けて通ることはできないということである。独占を認める以上、託送料金が独占価格として形成されないよう料金規制が必要である。

しかし、このような消費者に対する保護は盛り込まれなかった。その理由は、1999年(平成11年)報告書では、「自由化対象の需要家は、供給者と交渉力のある特別高圧需要家である」(1999年報告書、第二章第1節2.(1))ことが念頭に置かれていたからである。つまり、前述した、「需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、全ての需要家が公平に負うことを原則とする」という一文における「需要家」は、供給者と交渉力のある特別高圧需要家を念頭に置いたものだった<sup>5</sup>。

したがって、1999年(平成11年)報告書の、上記の一文は、「供給者と交渉力のある特別高圧需要家は～」と読み替えなければならない。

ということは、1999年(平成11年)報告書の上記の文章をもって、今日の託送料金への原発費用の上乗せを認めることはできない。全面自由化が実施されている現状においては、「需要家」とは一般消費者だからである。この点で、原判決が「託送料金制度の趣旨を誤って理解」しているという上告理由は的を射ている。

4 「電力会社の送配電ネットワークについては規模の経済性、ネットワークの経済性が認められることから、引き続き電力会社が独占的に形成・運用を行った方が効率的である」(1999年報告書、第二章第1節3.)、また、「電力会社が託送容量等についての情報を提供する」(1999年報告書、第二章第1節3.(2)①)とされている。

5 一般消費者(非自由化対象需要家)に対しては、その利益を保護するための仕組みが整えられている。すなわち、「電力会社が規制部門の料金設定を行う際、行政が不当に非自由化対象需要家向けのコストを高く設定していないか確認することとし、加えて電力会社の部門別の収支を、実績値を基に確認することが適当である」(1999年報告書、第二章第1節2.(3))。

### 3 日本における消費者保護

以上のように、託送料金訴訟は、現在の日本の電気料金においてinの知識としての会計学が無視され、消費者保護の理念が喪失したといえる状況にあることを明らかにしたという点で、きわめて大きい意義がある。今後このような事態を回避し、消費者保護の理念を料金政策に反映するためにはどうすればよいだろうか。

すでに述べたように、2023年からは、託送料金にレベニューキャップ方式が導入され、総括原価方式は廃止された(第2章第4節)。したがって、電気事業会計のうちに形成されてきた消費者保護の理念によって消費者を保護するというあり方は失われた。

公共政策的な観点からすると、総括原価方式を廃止し上限設定方式へ移行すること自体は、必ずしも消費者の利益を犠牲にするとはかぎらない。

たとえば、イギリス型料金規制について確認したい(図表4-1)。イギリス型料金規制は、第二次世界大戦前から一貫して、料金に上限を設ける方式である。現在の規制者はOfgem (Office of Gas and Electricity Markets) と呼ばれる、非省庁の政府機関であり独立した国家規制当局(a non-ministerial government department and an independent National Regulatory Authority)である。Ofgemの目的としては、「私たちの役割はエネルギー消費者の利益を保護することです」(Our role is to protect the interests of energy consumers.)<sup>6</sup>と明示されている。電力小売料金には料金上限(プライスキャップ)方式が適用され、卸売価格(wholesale costs)・託送料金(network costs)・小売費用(supplier business costs)・政策費用(policy cost)・報酬(税引前利益(EBIT))・余裕(Headroom)・税金(VAT)などから上限が決定される<sup>7</sup>。

6 <https://www.ofgem.gov.uk/about-us/who-we-are> (2025年7月7日)

7 <https://www.ofgem.gov.uk/information-consumers/energy-advice-households/energy-price-cap> (2025年7月7日)

この料金上限は3カ月ごとに見直される<sup>8</sup>。これらのうちの託送料金については、料金統制（プライスコントロール）が適用され、独占市場におけるネットワークへの効率的な投資・企業の利益と料金の適正性を調整している<sup>9</sup>。「イノベーションと成果をもたらすインセンティブを利用した収入」（Revenue using Incentives to deliver Innovation and Outputs：RIIO）モデルが採用されており、送配電事業者が一定期間ごとに達成目標や必要な見積費用等についての事業計画を提出し、Ofgemがそれを審査する（たとえば利益率は3-5%とする）（Brearley 2018, p.9）ことによって収入上限が決められる。RIIOの過程では、最初の事業計画を策定する段階から審査後のオープンヒアリングの段階まで、消費者が参加し、料金統制に携わる仕組みが構築されている（Brearley 2018, p.10）。

このように、イギリス型料金規制においては、独立した規制者の存在目的としての消費者保護の明示、および料金統制プロセスの上流から下流に至る消費者の参加という形で、消費者保護の体制が整えられている。つまり、消費者保護を目的とする規制者の裁量によって消費者保護が図られている。「消費者保護を目的とする裁量に基づく料金規制」が、イギリス型料金規制であるといえる。

他方、日本のレベニューキャップ方式については、「消費者保護を目的とする」が抜け落ちて、単に「裁量に基づく料金規制」のみが導入されたようにみえる。

日本においては、図表4-1にあるとおり、規制者は独立しておらず消費者保護を目的とさえしていないからである。さらに、電力・ガス取引監視等委員会の「託送料金決定までのフロー」では、消費者の参加はいっさい見られない<sup>10</sup>。消費者保護抜きの裁量重視という消費者にとってきわめて危険な制度が、

8 <https://www.ofgem.gov.uk/information-consumers/energy-advice-households/energy-price-cap> (2025年7月7日)

9 <https://www.ofgem.gov.uk/energy-policy-and-regulation/policy-and-regulatory-programmes/network-price-controls-2021-2028-riio-2> (2025年7月7日)

図表4-1 料金規制の日英比較

		日本の料金規制	イギリス型料金規制
規制者	名称	資源エネルギー庁 電力・ガス取引監視等委員会	Ofgem
	位置付け	経済産業省の外局（資源エネルギー庁） 経済産業大臣直属の組織（電力・ガス取引監視等委員会）	非省庁の政府機関であり、 独立した国家規制当局
	役割	「石油、電力、ガスなどのエネルギーの安定供給政策や省エネルギー・新エネルギー（原子力、太陽光、風力、スマートコミュニティ等）政策を所管する」（資源エネルギー庁） 「電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促す」（電力・ガス取引監視等委員会）	「エネルギー消費者の利益を保護すること」
小売料金	規制	時限的に一部が規制対象	規制対象
	規制方式	総括原価方式（発電から小売までの営業費+事業報酬-控除収益）（1933（昭和8年）電気料金認可基準～） 総括原価方式（発電と小売の営業費+事業報酬-控除収益+託送料金）（2020発送電分離～）	プライスキャップ 料金上限方式（=卸売価格+託送料金+小売費用+政策費用+報酬+余裕+税金など）
	特徴	会計ルールに基づく	規制者と事業者の裁量に基づく
託送料金	規制	規制対象	規制対象
	規制方式	総括原価方式（2000部分自由化～） レベニューキャップ 収入上限方式（2023～）	プライスコントロール 料金統制：RPI-X（1990～） RIIO（2013～）
	特徴	規制者と事業者の裁量に基づく	規制者と事業者の裁量に基づく

（出所）金森（2025c）

託送料金制度に導入されているようにみえる。

さらに、「託送料金の認可については、消費者庁への協議等は必要とされていない」（内閣府2016, 1頁）。電力小売全面自由化以前の小売料金については、

10 [https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue\\_cap/pdf/2023030902.pdf](https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue_cap/pdf/2023030902.pdf) (2025年7月7日)

消費者庁への協議等が必要とされていたことを考えると、明らかに消費者保護の後退が生じている。

したがって、現状においては、日本のレベニューキャップ方式において消費者保護は極めて貧弱な状態にあるといわなければならない。

料金規制は、国や地域の社会や文化と深く関連する。総括原価方式がアメリカで生成・発展し、上限設定方式がEU諸国で生成・発展してきたのは、それぞれの歴史と環境の差異による。日本においても、第1章でみたとおり、アメリカ型料金規制を参考にしながら、戦後日本の近代会計学を反映させて、総括原価方式を社会のなかで定着させてきた。このことは、料金算定方式を単純に輸入することはできないということを示している。制度のみを切り離して適用してもうまく移植できるとはかぎらないからである。

日本とイギリスでは、消費者保護に対する社会の敏感さがまったく異なる。イギリスでは、「遙か中世の昔から、消費者の権利が、日常生活をめぐる紛争から生じた具体的な訴訟の中で主張され、その積み重ねによって、日常生活のルールが、裁判所によって緻密に確立されてきた」(新井・池上1990, 369頁)。これに対して、日本では、「昭和43年消費者保護基本法が制定され(法律78号)、また、消費者の側から、自らの権利を主張する訴訟が頻繁に提起されるようになったのは、ごく最近のことにすぎず、それまで、消費者は、まったく企業側のなすがままになっていたと言っても過言ではない」(同上)。

これだけの背景の違いがあるとするならば、同じレベニューキャップ方式を実行したとしても、社会への影響はまったく異なるものになるだろう。その意味で、日本のレベニューキャップ方式が、イギリスのレベニューキャップ方式と同様に機能するかどうかはまったく不明であり、むしろ今後、さらなる消費者負担の増加につながらないか、懸念が残る。

## 4 専門知と消費者保護

料金規制や消費者保護の理念が、社会や文化と密接に関係しているというこ

とは、現在の日本の消費者保護の軽視の解決も、簡単ではないということになる。そして、本来であれば、ofの知識やinの知識がそれを解決していくことが期待されているが、残念ながらどちらの専門知も望みのもてない状況にあるといわざるをえない。

まずofの知識に関しては、例えば、電気事業における文化について、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」(国会事故調)によると、「規制の虜」に陥っているとされている。「規制の虜」とは、「政府の意思決定に携わる政治家や公務員が民間の事業者と癒着して、社会にとって望ましい判断ができない状態」(砂原・手塚2022, 83-84頁)を指す。すなわち、「規制当局は電気事業者の『虜』となっていた。その結果、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる」(『国会事故調査報告書』12頁)。つまり、国民の安全や利益のために組織された規制当局が、次第に国民の安全や利益のためではなく、事業者の利益のために機能するようになっていたとされる(黒川2016, 144頁)。

ofの知識は規制者が有しているから、規制者が「規制の虜」に陥っていると、ofの知識が消費者保護という目的のために料金政策において活用されるとは期待しにくい。消費者の生活を守るための料金は安く、企業の事業を発展させるための料金は高くなるから、原理的に両者は相反する方向性をもつ。したがって、規制者が「規制の虜」となり企業側と癒着すれば、それは必然的に消費者保護とは反することになる<sup>11</sup>。

inの知識についても現状はきびしい。inの知識を反映させる仕組みとして会計学者が2013年・2015年・2017年の電気料金のワーキンググループの委員を務めたが、inの知識の反映はほとんど叶わなかったことはすでにみたとおりである。むしろ、会計専門知は、「規制の虜」に陥ったofの知識に追随してい

11 仮屋(2020)は次のように指摘する。「……規制(法制度)は何のために存在していることになるのか?言うまでもない。それは、事業者が事業をやりやすい環境を創り出すために存在しているのである。すなわち、制度はビジネス寄りに(力ある者の意向に添うように)歪められるのである」(仮屋2020, 62頁)。

るように見える。より一般的に、原子力政策をはじめ新型コロナウイルス感染症対策・介護保険政策・司法制度改革などの公共政策を、「政治権力と専門知の関係」から捉えた新藤(2021)は、「全般的にいえることは、政治権力と専門知の『協働』関係がかつてないほどに深まっている」(新藤2021, 216頁)と指摘した。すなわち、「専門知は、かつて『象牙の塔』と揶揄された時代から脱したように見えるが、政権および官僚機構との緊密な関係を築こうとしている」(新藤2021, 223頁)、「政権と専門知の関係は、政権に親和的な専門知の重用となっていった」(新藤2021, 227頁)という。

新藤(2021)によると、このような専門家の自律性の欠如をもたらした原因は深い。すなわち、「研究の制度的拠点である大学・大学院の集権的構造、研究費によるコントロールの強化、若手研究者を中心とした身分の不安定化などを改めない限り、学問・研究の自律性を確立することは難しい」(新藤2021, 243頁)とされている。

このように、ofの知識とinの知識のどちらも、公共政策において市民の生活権を保障する役割を果たせていない状況が続いていることが指摘されている。このことは、本章で取り上げた託送料金訴訟や、エネルギー政策における「無責任と不可視の構造」(原子力市民委員会2022)と無関係ではないだろう。この点は、本書の域を超えるのでこれ以上詳述しないが、料金政策における消費者保護をどう保障するかを考えるうえで、今後避けて通れない問題である。

本章の議論に戻れば、そして、会計学の観点からすれば、レベニューキャップ方式の導入を見直し、総括原価方式に戻すことも1つの方策ではないか。確かに、総括原価方式は万能ではない。総括原価方式は、電気事業者の自主的な経営効率化努力を促進することに限界があるなどの指摘をずっと受けてきた。しかし、公共料金の水準に正当な根拠を与え、消費者と企業・株主双方の合意を達成し、公益事業の経営の安定を可能にするものとして社会的に受容されてきたのも事実である。そして、託送料金訴訟の論点となっている賠償負担金と廃炉円滑化負担金に関しては、通常の会計ルールに則っていれば避けられた問題だった。どちらも、通常の会計ルールにおいては計上されないものだからで

ある。

その意味で、いま一度、総括原価方式とそれを支える公益企業会計の意義を再評価してもよいのではないか。事実、総括原価方式は、託送料金以外の多くの公共料金では、こんにちにおいても定着している。少なくとも、消費者保護を目的としない裁量に料金設定をゆだねるよりはましであろう。ofの知識とinの知識が役割を果たしていない現状で新規に導入する制度よりは、戦前から長年にわたって社会に定着した制度を部分修正しながら改善を図るという、インクリメンタリズム(増分主義、あるいは漸進主義と訳される)で公共料金の消費者保護を図っていくのがよいように思われる。

あるいは、より小さなことではあるがすぐにも実行可能だと思われるのは、電気料金に関する公的議論を書籍として公刊しておくことである。1995年の電気事業審議会料金制度部会中間取りまとめと中間報告を書籍化している(資源エネルギー庁1995)し、1999年の電気事業審議会料金制度部会中間報告も出版されている(電力新報社1999)。これに対して、たとえば2004年の電気事業分科会の中間報告「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」は既発電分を電気料金に上乘せすることが決められた重要な報告である(第3章)が、出版されておらず、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)にも保存されていないため、入手するのがたいへん困難である。近年のレベニューキャップ方式の導入時の議論も公刊されていないため、インターネット上での保存時間を過ぎると入手困難になることも予想される。電気料金をめぐる議論は、国民に深く関係する重要な情報なので、後世に残して検証の機会を確保しておくためにも書籍化することが重要であろう。